

船舶事故等調査報告書

平成23年6月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011広第26号	
事故等種類	衝突	
発生年月日時刻	平成22年6月20日（日） 15時30分ごろ	
発生場所	島根県出雲市 出雲日御碕灯台から真方位252° 2.1海里付近 (概位 北緯35° 25.4′ 東経132° 35.4′)	
事故等調査の経過	平成23年2月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 誠英丸、1.5トン SN3-14990（漁船登録番号）、個人所有 B モーターボート 第2大和丸、1.1トン 番号不詳、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 船首部に擦過痕 B 左舷外板部に擦過傷	
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、日御碕西南西方沖を西南西進中、 B船は、船長Bが1人で乗り組み、船首を南西に向けて錨泊中、平成22年6月20日15時30分ごろ、A船の船首部とB船の左舷中央部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期、海上 平穏	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、日御碕西南西方沖を西南西進中、船長Aが、前路の適切な見張りを行っていなかったことから、B船に気付かずに航行したものと考えられる。 B船は、日御碕西南西方沖で錨泊中、船長Bが、錨泊中のB船をA船が避けてくれるものと思っていたものと考えられる。
原因	本事故は、日御碕西南西方沖において、A船が西南西進中、B船が錨泊中、船長Aが適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	